**築上町移住・定住促進に向けた認知度獲得及び魅力ＰＲに係る**

**広報業務委託仕様書**

**１．業務名**

　　築上町移住・定住促進に向けた認知度獲得及び魅力ＰＲに係る広報業務委託

**２．業務の目的**

　　人口減少の局面にある築上町において、地域社会を持続可能なものとするための施策の１つとして、近隣地域（福岡県（特に北九州地区※）及び大分県北部）の子育て世代（２５～４５歳）をターゲットに移住・定住施策に取り組んでいる。

　　本業務は、ターゲット層に対し、移住・定住先の候補地として築上町の認知獲得及び築上町の魅力をＰＲすることにより、築上町への移住のための足掛かりを築くことを目的とする。

　※　北九州地区・・・北九州市、中間市、行橋市、豊前市、

遠賀郡（岡垣町・芦屋町・水巻町・遠賀町）、

京都郡（苅田町・みやこ町）、築上郡（築上町・吉富町・上毛町）

**３．委託期間**

　　契約締結の日から令和６年３月１５日（金）まで

**４．業務内容**

　　築上町移住・定住促進に向けた認知度獲得及び魅力ＰＲに係る広報に関する業務

**５．業務詳細**

**（１）雑誌特集ページを活用した広報**

　　　　　本業務のターゲット層向けに雑誌特集ページを活用した築上町の特集を実施すること。

　　　　　なお、特集ページ作成にあたっては以下の条件を満たすことし、特集する内容については、町と事前に協議を行うこと。

　　　　　また、特集する内容については、町の観光スポット及びイベント等を予定している。

　　　　　ア）雑誌の発行部数等

　　　　　　・　発行部数　　　：３万部以上

　　　　　　・　雑誌販売エリア：福岡県全域が販売エリアに含まれること。

　　　　　イ）特集ページの枚数等について

　　　　　　・　ページ数　：５ページ以上

　　　　　　・　特集回数　：２回以上

　　　　　ウ）特集ページの作成について

　　　　　　・　特集ページ作成に必要な写真は基本的に受託者が撮影すること。

ただし、時期外れの季節の風景写真等、撮影することが難しい写真が必要な場合、町が提供する写真を使用すること。

・　写真撮影にモデルを登用する場合は、受託者が手配すること。

・　雑誌特集ページで使用した写真は町が自由に使用することが可能であること。

　　　　　　・　記事については、掲載スポットへ取材を行った上で、受託者が作成すること。

　　　　　エ）特集ページの掲載時期について

　　　　　　・　紅葉シーズンには必ず特集を行うこと。

　　　　　　・　具体的な特集ページの掲載時期については、町と事前に協議を行うこと。

**（２）ＷＥＢ及びＳＮＳ等を活用した情報発信**

　　　　　本業務のターゲット層向けにＷＥＢ及びＳＮＳ等を活用した情報発信を行うこと。

　　　　　なお、ＷＥＢ及びＳＮＳ等を活用した情報発信を行うにあたっては、以下の条件を満たすこととし、情報発信する内容については、町と事前に協議を行うこと。

　　　　　また、発信する情報については、町の観光スポット、イベント及び町の移住定住施策等を予定している。

　　　　　ア）情報発信に利用する写真について

　　　　　　・　特集ページ作成に必要な写真は基本的に受託者が撮影すること。

ただし、時期外れの季節の風景写真等、撮影することが難しい写真が必要な場合、町が提供する写真を使用すること。

・　写真撮影にモデルを登用する場合は、受託者が手配すること。

・　情報発信に使用した写真は町が自由に使用することが可能であること。

　　　　　イ）ＷＥＢを活用する場合について

　　　　　　・　動画を掲載する場合は、受託者が撮影・編集を行うこと。

　　　　　　・　情報発信に使用した動画は町が自由に使用することが可能であること。

　　　　　　・　契約期間のうち、３ヵ月以上はＷＥＢで情報を発信すること。

　　　　　ウ）ＳＮＳを活用する場合について

　　　　　　・　受託者が保有するＳＮＳアカウントを使用して情報発信を行うこと。

　　　　　　・　利用するＳＮＳのフォロワーの合計が５万人以上であること。

　　　　　　・　月に１回以上は情報発信を行うこと。

　　　　　エ）（１）雑誌特集ページを活用した広報を実施する時期の情報発信について

　　　　　　・　（１）雑誌特集ページを活用した広報と関連した内容の情報発信を行うこと。

**（３）町のキャッチコピー作成**

　　　築上町の認知度獲得及び魅力ＰＲのためのキャッチコピーを作成すること。

　　　なお、キャッチコピー作成にあたっては、町と協議しながら実施すること。

　　また、作成したキャッチコピーについては、町が自由に使用することが可能であること。

**（４）その他**

　　　上記業務詳細は、町が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託者の提案内容を制限するものではない。

**６．再委託の禁止**

　　受託者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ書面にて町の承認を受けたときは、この限りではない。

**７．個人情報の保護**

　　受託者は、本業務の履行にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。

また、受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務の目的以外に使用してはならない。本業務の履行期間が終了した後も同様とする。

**８．損害賠償**

　　受託者は、委託業務の実施にあたって発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。

ただし、その損害のうち、第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

**９．報告及び検査**

　　町は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

**１０．その他**

　（１）業務の進捗について、町から報告を求められた際は速やかに報告すること。

また、本業務を適正、かつ、円滑に進めるため受託者は必要に応じて町と協議、打合せを行うこと。

　（２）委託期間中は、委託業務全般を把握している十分な経験と知識を有する統括責任者及び担当者を置き、町との連絡、調整を行うこと。

　（３）契約金額には、業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。

　（４）協議・打ち合わせについては、築上町役場又はオンラインで実施すること。

　　　　なお、オンラインで実施する場合は受託者が主催者となること。

　（５）本業務を実施するにあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用権等の権利については、受託者において使用許可、許諾を得ること。

なお、これを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した際、受託者はその一切の責任を負うものとする。

（６）この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに双方協議の上、決定するものとする。